

別紙 利用料金表（R7.5時点）

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

①指定訪問介護（利用対象者… 要介護1～5）

・基本料金

身体介護	サービス提供時間数	①20分未満	②20分以上 30分未満	③30分以上 1時間未満	④1時間以上	⑤1時間から計算 して30分を増すご と
	負担割合					
	1割	170 円	255 円	404 円	604 円	86 円
	2割	340 円	509 円	807 円	1207 円	171 円
	3割	510 円	763 円	1210 円	1810 円	257 円
生活援助	サービス提供時間数	20分以上 30分未満	45分以上	身体介護の②～③に引き続き生活援助を行なった場合		
	負担割合			20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
	1割	187 円	230 円	68 円	136 円	204 円
	2割	373 円	459 円	136 円	271 円	407 円
	3割	560 円	688 円	204 円	407 円	610 円

・サービスの加算料金

加算項目	負担割合	利用者負担額	算定回数等
初回加算	1割	209 円	初回のみ
	2割	417 円	
	3割	626 円	
緊急時訪問介護加算	1割	105 円	1 回の要請に対して 1 回
	2割	209 円	
	3割	313 円	
早朝もしくは夜間の場合		基本料金の25%	早朝…6:00～8:00 夜間…18:00～22:00
深夜の場合		基本料金の50%	深夜…22:00～6:00
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		総額の22.4%	1 月につき
特定事業所加算		(Ⅰ)所定単位数 の20/100	1 回あたり
		(Ⅱ)所定単位数 の10/100	
		(Ⅲ)所定単位数 の10/100	
		(Ⅳ)所定単位数 の3/100	
		(Ⅴ)所定単位数 の5/100	

②指定相当訪問型サービス （利用対象者… 事業対象者、要支援1、要支援2）

・基本料金

利用頻度	負担割合	利用者負担額	
		橋本市	かつらぎ町
週1回程度	1割	1,226 円	1,176 円
	2割	2,451 円	2,352 円
	3割	3,676 円	3,528 円
週2回程度	1割	2,448 円	2,349 円
	2割	4,896 円	4,698 円
	3割	7,347 円	7,047 円
週2回を越える程度	1割	3,884 円	3,727 円
	2割	7,767 円	7,454 円
	3割	11,651 円	11,181 円

・サービスの加算料金

加算項目	負担割合	利用者負担額		算定回数
		橋本市	かつらぎ町	
初回加算	1割	209 円	200 円	初回のみ
	2割	417 円	400 円	
	3割	626 円	600 円	
処遇改善加算Ⅱ		総額の22.4%		1月につき
特定事業所加算		(Ⅰ)所定単位数の20/100 (Ⅱ)所定単位数の10/100 (Ⅲ)所定単位数の10/100 (Ⅳ)所定単位数の3/100 (Ⅴ)所定単位数の5/100		1月につき

③訪問型サービスA

対象者	算定単位	負担割合	利用者負担額	サービス上限回数
事業対象者・要支援1	1回につき	1割	201 円	月8回まで
		2割	402 円	
		3割	603 円	
要支援2	1回につき	1割	201 円	月12回まで
		2割	402 円	
		3割	603 円	